

第 4813 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 9月12日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社葬費用の取扱い

Q：会社が社葬を行った場合、税務上の取扱いはどうなりますか？

A：社葬を行うことが社会通念上相当であり、その費用が通常要すると認められる金額であれば、損金の額に算入されます。

【解説】

葬式の費用は本来、個人に帰属するものですから、社葬を行って、その費用を法人が負担すると、法人から遺族に対して贈与したものと取り扱われることとなっています。

しかしながら、社葬費用を法人が負担した場合であっても、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その負担した金額のうち社葬のために通常要すると認められる部分の金額は、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができることとされています。

ここでいう「社葬を行うことが社会通念上相当」かどうかは、その死亡した人の生前の法人に対する貢献度、死亡の事情、地位、その法人の規模等を総合的に勘案して判断され、次のようなものが該当します。

- ① 斎場及び祭壇等の使用料
- ② 僧侶に対するお布施
- ③ 参列者や車の整理等に係る費用、案内状などの費用

なお、明らかに遺族が負担すべき次のような費用は会社の費用とはなりません。

- ① 通夜の費用、密葬の費用
- ② 墓石、墓地、仏壇、位牌の購入費用
- ③ 戒名料、香典返しの費用

